

(別紙 1)

周防大島町立介護老人保健施設

さざなみ苑のご案内

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ・施設名 | 周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑 |
| ・開設年月日 | 平成 16 年 10 月 1 日 |
| ・所在地 | 山口県大島郡周防大島町大字西安下庄 3920 番地 17 |
| ・電話番号 | 0820-77-1212 |
| ・FAX | 0820-77-1563 |
| ・開設者 | 周防大島町長 藤 本 淨 孝 |
| ・管理者 | 施設長 田 中 攸 一 良 |
| ・介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(3557180027 号) |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、病院での入院による治療の必要がなく、病状の安定した方を看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早くご家庭での生活に戻ることができるよう支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスをご提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

以上の目的に沿って、当施設では、次のような『さざなみ苑基本理念』を定めていますので、ご理解いただいた上で当施設をご利用ください。

- ① 家庭的な雰囲気づくりに努め、温かい気持ちを持って接します。
- ② できることを共に喜び励まし合い、人生を応援します。
- ③ 地域住民に親しまれ、愛され信頼される施設づくりに努めます。
- ④ 一人一人の人権を尊重し、楽しく生き生きと生活ができる手助けをします。
- ⑤ 個々の人に合わせた対応を通じ、自立を応援します。

(3) 職員体制・職務内容

○入所・(介護予防)短期入所療養介護

職 名	人数(名)
施設長：医師兼務	1
医師：通所リハ(介護予防)に係る員数を含む	1以上
薬剤師：橘医院兼務	1
看護職員	8以上
介護職員：通所リハ(介護予防)に係る員数を含む	13以上
支援相談員： //	1以上
理学(作業・音楽)療法士： //	2以上
管理栄養士： //	1
介護支援専門員	1
事務職員：通所リハ(介護予防)に係る員数を含む	1
夜間体制	2
その他：給食・清掃は委託業者	

○(介護予防)通所リハビリテーション

職 名	人数(名)
施設長：医師兼務	1
医師：入所・(介護予防)短期入所療養介護に係る員数を含む	1以上
理学(作業・音楽)療法士： //	2以上
介護職員： //	2以上
支援相談員：介護職兼務 //	1
管理栄養士：入所・(介護予防)短期入所療養介護に係る員数を含む	1
事務職員： //	2以上

○ 職務内容

施設長は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導を行います。

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の看護業務を行うほ

か、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行います。

介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行います。

支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。

理学(作業)療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理及び残食調査等利用者の食事管理を行います。

介護支援専門員は、利用者の介護サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

事務職員は、施設長の命を受け事務の処理を行います。

(4) 利用者等定員

入所・(介護予防) 短期入所療養介護	定員	80 名
(介護予防) 通所リハビリテーション	定員	20 名 (1 日)

(5) 通常を送迎の実施地域

(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 通所リハビリテーションとも周防大島町内(但し、離島は除く)に限ります。

(6) 営業日及び時間並びに休業日

入所・(介護予防) 短期入所療養介護

※周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例による

(介護予防) 通所リハビリテーション

① 営業日

月曜日から金曜日

② 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする

③ サービス提供時間

午前 8 時 50 分から午後 4 時 30 分まで

一人当たりのサービス提供時間

・介護予防通所リハビリテーション：

・通所リハビリテーション : 6時間以上 7 時間未満

④ 休業日

土・日曜日、祝日

年末年始（12月29日～31日・1月1日～3日）

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) (介護予防) 短期入所療養介護サービス計画の立案
- (3) (介護予防) 通所リハビリテーションサービス計画の立案
- (4) 食事（原則として食堂）
- (5) 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介護を要する利用者は特別浴槽で対応）

入所・(介護予防) 短期入所療養介護での入浴は、週に最低 2 回ご利用することができます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

また、介護予防通所リハビリテーションでの入浴はありません。通所リハビリテーションでの入浴については、基本的にリハビリテーション計画に基づいた入浴及びご自宅での家族介助による入浴が困難なご利用者を優先します。

- (6) 口腔ケア（毎食後実施）
- (7) 医学的管理・看護
- (8) 介護（退所時の支援も行う）
- (9) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- (10) 相談支援サービス
- (11) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (12) 理髪サービス（入所者のみ・原則月2回）
- (13) 行政手続き代行
- (14) その他

以上のサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただいております。利用者の状態が急変した場合等に、速やかな対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

名称 周防大島町立東和病院

住所 大島郡周防大島町大字西方 571 番地 1

○協力歯科医療機関

名称 周防大島町立橘医院

住所 大島郡周防大島町大字西安下庄 3920 番地 17

通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急やむを得ない事由以外は医師の指示を受けてください。

※緊急時の連絡先について

緊急の場合には『同意書』にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面会

午前9時から午後7時まででお願いします。

(感染対策の為、変更になる場合があります。お問い合わせ下さい)

(2) 外泊・外出

施設長の許可が必要です。サービスステーションまでご相談下さい。

(3) 食事等の差し入れ

栄養管理及び衛生管理のため、生物は禁止しております。予め許可をもらったものにつきましては、その場で食べられる一口、二口の量でお願いします。なお、利用者の状態によっては差し入れをお断りする場合がありますので、サービスステーションまでご相談下さい。

(4) 飲酒・喫煙

堅くお断りします。

(5) 火気の取り扱い

堅くお断りします。

(6) 設備・備品の利用

みだりに交換したり、施設外に持ち出したりしないで下さい。

(7) 金銭・貴重品の管理

各自で管理して下さい。

(8) 政治及び宗教活動

施設内での政治及び布教活動はご遠慮下さい。

(9) ペットの持ち込み

堅くお断りします。

5. 非常災害対策

(1) 防災設備⇒スプリンクラー・消火器・煙感知器・散水栓・非常通報器など

(2) 防災訓練⇒年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の『営

利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動』は固く禁止します。

7. 要望又は苦情等の申し出について

利用者及び扶養者は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情については支援相談員にお申し出になる、又は所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。なおサービス内容等に関する苦情の申し付けは次のとおりです。

(当 施 設)

事業所名	周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑
住 所	山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地17
電 話	0820-77-1212
F A X	0820-77-1563
担 当 者	支援相談員
受付時間	8時30分から17時15分まで (但し、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

(そ の 他)

郡 内

事業所名	周防大島町日良居庁舎 介護保険課介護保険係
住 所	山口県大島郡周防大島町大字土居 1325-1
電 話	0820-73-5503
F A X	0820-73-0090

郡 外

事業所名	山口県国民健康保険団体連合会 苦情相談係
住 所	山口県山口市朝田 1980-7
電 話	083-995-1010
F A X	083-934-3665